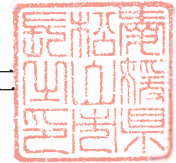


令和7年6月17日

松山市長 野 志 克 仁



松山地域の農業の振興に関する計画を変更する旨の公告

松山地域の農業の振興に関する計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林水産省令第45号）第4条の5第1項第27号ロの規定により公告し、当該計画の変更案を次により縦覧に供する。

松山地域の農業の振興に関する計画の変更案に対して意見のある者は、松山市の住民に限り、令和7年7月17日（縦覧期間満了の日）までに、松山市に意見書を提出することができる。

- 1 松山地域の農業の振興に関する計画の変更案等の縦覧期間
自 令和7年6月17日（公告年月日）
至 令和7年7月17日（公告年月日の翌日から起算して30日目の日、
なお、最終日が休日である場合はその翌日）
- 2 松山地域の農業の振興に関する計画の変更案等の縦覧場所および意見書の申出先
松山市役所農林水産部農林水産振興課 松山市二番町四丁目7番地2
- 3 意見書提出に当たっての留意事項
期間を過ぎての意見書の申出はできません。
意見の提出は書面によることとし、電話では受け付けられません。
- 4 提出された意見の取扱い
提出された意見は原則公表しますが、特定の個人を識別しうる情報、財産権を害するおそれがある情報等が含まれる場合は、公表の際に当該箇所を伏せることがあります。
意見書に対する個別の回答は行いませんが、松山地域の農業振興に関する計画を変更する際に意見の要旨及び処理結果を公告します。